

## 令和6年度 募集案内

# 「山口県食の安心モニター」

県では、日常の購買活動等を通じて食品表示などをモニタリングしていただく「山口県食の安心モニター」を募集します。

- 1 応募資格 県内にお住まいの満18歳以上の方
- 2 任期 委嘱日から令和7年3月31日まで
- 3 募集人員 40人
- 4 主な活動内容
  - ・日常の購買活動を通じ、食品販売店の食品表示や衛生管理等をモニタリング
  - ・モニタリングで発見した不適正な食品の取扱等の通報（随時）
  - ・研修会等への参加
  - ・地域住民からの食の安心・安全に関する相談等への対応（県の窓口への取次等）
  - ・活動状況の定期報告及び県の施策への提言

### 5 応募方法

所定の応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市又は町の消費者行政担当課にお申し込みください。（市及び町の消費者行政担当課は、裏面の一覧表のとおりです。）

また、やまぐち電子申請サービスによる応募も可能です。

（初めてのご利用の場合、利用者登録が必要です）

やまぐち電子申請サービスによる応募はこちらから

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=350001&shinseiFmtNo=y15300&shinseiEdaban=01>



### 6 応募申込書の入手方法

市町の消費者行政担当課、山口県生活衛生課、県民局、健康福祉センターに用意してあるほか、インターネットでも入手できます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/39/>

7 応募期間 令和6年3月8日（金）から4月5日（金）まで（必着）

### 8 選考方法

- ・選考の結果、不採用となる場合がありますので、予め御了承ください。
- ・採用の可否は、令和6年5月上旬頃に直接本人に御連絡いたします。
- ・委嘱式は、山口県庁にて令和6年5月下旬頃を予定しています。
- ・応募いただいた個人情報は、本募集に係る事務以外には使用しません。

### 【お問い合わせ先】

山口県環境生活部生活衛生課 食の安心・安全推進班  
電話：083-933-2974 FAX：083-933-3079

「山口県食の安心モニター」応募申込先一覧（市及び町の消費者行政担当課）

令和5年12月1日現在

| 市町名    | 窓口                 | 電話番号         | 〒        | 所在地                     |
|--------|--------------------|--------------|----------|-------------------------|
| 下関市    | 下関市消費生活センター        | 083-231-1270 | 750-8521 | 下関市南部町1-1               |
| 宇部市    | 宇部市消費生活センター        | 0836-34-8157 | 755-8601 | 宇部市常盤町1-7-1             |
| 山口市    | 山口市消費生活センター        | 083-934-7171 | 753-8650 | 山口市龜山町2-1               |
| 萩市     | 萩市消費生活センター         | 0838-25-0999 | 758-8555 | 萩市大字江向510               |
| 防府市    | 防府市消費生活センター        | 0835-25-2129 | 747-8501 | 防府市寿町7-1                |
| 下松市    | 下松市消費生活センター        | 0833-44-0999 | 744-8585 | 下松市大手町3-3-3             |
| 岩国市    | 岩国市消費生活センター        | 0827-22-1157 | 740-8585 | 岩国市今津町1-14-51           |
| 光市     | 光市消費生活センター         | 0833-72-5511 | 743-8501 | 光市中央6-1-1               |
| 長門市    | 長門市消費生活センター        | 0837-23-1115 | 759-4192 | 長門市東深川1339-2            |
| 柳井市    | 柳井地区広域<br>消費生活センター | 0820-22-2125 | 742-8714 | 柳井市南町1-10-2             |
| 美祢市    | 美祢市消費生活センター        | 0837-52-3455 | 759-2292 | 美祢市大嶺町東分326-1           |
| 周南市    | 周南市消費生活センター        | 0834-22-8321 | 745-8655 | 周南市岐山通1-1               |
| 山陽小野田市 | 山陽小野田市消費生活センター     | 0836-82-1139 | 756-8601 | 山陽小野田市日の出1-1-1          |
| 周防大島町  | 商工観光課              | 0820-79-1003 | 742-2301 | 大島郡周防大島町大字久賀<br>5134    |
| 和木町    | 企画総務課              | 0827-52-2136 | 740-8501 | 玖珂郡和木町和木1-1-1           |
| 上関町    | 産業観光課              | 0820-62-0360 | 742-1402 | 熊毛郡上関町長島448             |
| 田布施町   | 経済課                | 0820-52-5805 | 742-1592 | 熊毛郡田布施町大字下田布施<br>3440-1 |
| 平生町    | 産業課                | 0820-56-7117 | 742-1195 | 熊毛郡平生町大字平生町<br>210-1    |
| 阿武町    | まちづくり推進課           | 08388-2-3111 | 759-3622 | 阿武郡阿武町大字奈古2636          |

## 食の安心モニター応募申込書

|                  |   |           |     |
|------------------|---|-----------|-----|
| 住所               | (〒      -      )<br>TEL(      )      -      E-mail:<br>FAX(      )      - |           |     |
| ふりがな             |   | 年齢        | 歳   |
| 氏名               |   |           |     |
| 住所以外の<br>連絡先     | (〒      -      )<br>TEL(      )      -      E-mail:                       |           |     |
| 所属している<br>団体・機関名 |   |           |     |
| 活動<br>経<br>験     | 国・県・市町<br>村の委員、<br>モニター等<br>の経験   | 年 月       | 名 称 |
|                  |   | 年 月 ~ 年 月 |     |
|                  |   | 年 月 ~ 年 月 |     |
|                  |   | 年 月 ~ 年 月 |     |
|                  |   | 年 月 ~ 年 月 |     |
|                  | 食品に関<br>する活動<br>その他の<br>活動経験  | 年 月       | 名 称 |
|                  |   | 年 月 ~ 年 月 |     |
|                  |   | 年 月 ~ 年 月 |     |
|                  |   | 年 月 ~ 年 月 |     |
|                  |   | 年 月 ~ 年 月 |     |

**【記入上の注意】**

- 「住所以外の連絡先」欄は、必要な場合に記入してください。
- 「所属している団体・機関名」欄は、消費者団体その他の県民活動団体(ボランティア団体、NPO等)に加入されている場合にお書きください。
- 「活動経験」欄は、差し支えない範囲で記入してください。
  - ・「委員」とは、審議会、協議会、懇話会等の委員をいいます。
  - ・「食品に関する活動その他の活動経験」欄には、たとえば、環境、消費生活等のグループ、サークルなど各種団体での活動や、ボランティア活動の経験、著作・講演などの主なものを記入してください。

別紙(食の安心モニターに応募にあたっての意見・提言)を必ず御記入のうえ添付してください。

